

# 岐阜県公報

第二千八百五十三号  
平成二十九年六月六日

(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 三五八ページ

### 告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉課) 三五八

指定医療機関の廃止の届出

(同) 三五八

指定医療機関の指定辞退

(同) 三五九

指定訪問看護事業者等の名称等の変更の届出

(同) 三五九

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指

定

指定介護機関の廃止の届出

(同) 三六〇

指定介護機関の名称の変更の届出

(同) 三六〇

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 三六一

道路の区域変更

(道路維持課) 三六一

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 三六三

政治団体の異動事項等の公表

(同) 三六三

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 三六四

資金管理団体の名称等の公表

(同) 三六五

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表

(同) 三六五

## 公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 三六五

## 正 誤

牛の結核病の検査の実施中訂正

(畜産課) 三六六

牛のブルセラ病の検査の実施中訂正

(同) 三六六

規 則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考第三号中「四塩化炭素」の下に「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」を加え、「及びベンゼン」を「ベンゼン及び一・四 ジオキサン」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定に

より告示する。

平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小島クリニック	中津川市中津川七七七 一	平成二九・四・一
国保関ヶ原診療所	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇二九九	同
可児川歯科クリニック	可児市土田字北割田一三五五 一	同
あまいけファミリー歯科	加茂郡富加町羽生一〇七一	同
かかみの調剤薬局	各務原市鷓沼各務原町六一〇六二	同
スマイルあさひ薬局	高山市朝日町万石二二五 一	同
スギ薬局 各務原市役所前店	各務原市那加住吉町一 二 一	同
ぎなん皮ふ科クリニック	羽島郡岐南町三宅八一三七 ぎなんメデイカルスクエアA区画	平成二九・五・一
岐南ほんだクリニック	羽島郡岐南町三宅八 一三七	同
佐野内科クリニック	関市中福野町五 二二九	同
すわのもり歯科	下呂市萩原町萩原一三六九	同
なな歯科クリニック	羽島郡岐南町三宅八一三七 ぎなんメデイカルスクエアB区画	同
オレンジ薬局	関市中福野町一〇 二	同
ピノキオ薬局 三宅店	羽島郡岐南町三宅八 一三八	同

岐阜県告示第二百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
小島クリニック	中津川市中津川七七七一	平成二九・三・三一
国民健康保険 関ヶ原病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇二九	同
かかみの調剤薬局	各務原市鷺沼各務原町六一〇六	同
あさひ薬局	高山市朝日町万石二二五	同
ミワ 歯科	養老郡養老町飯田三三七	同
さくらデンタルクリニック	各務原市鷺沼三ツ池町二二四二	平成二九・二・二八
みやざきこどもクリニック	中津川市中津川一一九九一	平成二九・四・一
遠藤内科	関市東福野町五二一〇	平成二九・四・三〇
よしと調剤薬局	揖斐郡池田町八幡字市之坪一九二	同

岐阜県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したの

で、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定辞退年月日
医療法人晃成会 ベデンタルクリニック	関市十三塚南一	平成二九・四・一

岐阜県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
新		美濃加茂市川合町二七	美濃加茂市川合町二七	
旧		美濃加茂市太田町二四八	美濃加茂市太田町二四八	
新		美濃加茂市太田町二四八	美濃加茂市太田町二四八	
旧		美濃加茂市太田町二四八	美濃加茂市太田町二四八	

有限会社ケアアピス	美濃加茂市本郷町六七三〇	ケアアピス訪問看護リハビリステーションのみかも	旧 美濃加茂市太田町二四八	平成二九・四・一
			新 美濃加茂市太田町二四八	

新 ケアフル訪  
問看護リハ  
ビリステ  
リオン  
ケアーズ訪  
問看護リハ  
ビリステ  
リオン  
のみ  
かも

美濃加茂市本郷町 六・七・三〇  
旧 美濃加茂市川合町 二・七・二一  
平成 二九・五・一

岐阜県告示第三百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県知事 古 田

筆

株式会社 ナツクス

岐阜県揖斐郡大野町大字西方一〇五七番地

認知症対応型共同生活介護

グループホームぬくもりの家 島

岐阜県揖斐郡揖斐川町島中島二八七番地一

平成二九・五・一七

株式会社 ナツクス

岐阜県揖斐郡大野町大字西方一〇五七番地

介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームぬくもりの家 島

岐阜県揖斐郡揖斐川町島中島二八七番地一

同

岐阜県告示第三百二三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古 田

筆

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃 止 年 月 日

株式会社 たけな

岐阜県揖斐郡池田町池野四三九番地五

居宅療養管理指導

よしと調剤薬局

岐阜県揖斐郡池田町八幡字市之坪一九番地二

平成二九・四・三〇

株式会社たけなか  
 岐阜県揖斐郡池田町池野四三九番地五  
 介護予防  
 住宅療養  
 管理指導  
 よしと調剤薬局  
 岐阜県揖斐郡池田町八幡字市之坪一九番地二  
 同

岐阜県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。  
 平成二十九年六月六日  
 岐阜県知事 古田 肇

住宅介護事業者等の名称  
 たる事務所の所在地

サービスの種類

住宅介護事業所等の名称

住宅介護事業所等の所在地

変更年月日

署名

有限会社ケアサービス

岐阜県美濃加茂市本郷町六丁目七番地三〇

訪問看護

新 ケアフル訪問看護リハ  
 ビリステーション

岐阜県美濃加茂市川合町二丁目七番地二一

平成二九・五・一

署名

有限会社ケアサービス

岐阜県美濃加茂市本郷町六丁目七番地三〇

介護予防  
 訪問看護

旧 ケアフル訪問看護リハ  
 ビリステーション  
 新 ケアフル訪問看護リハ  
 ビリステーション

岐阜県美濃加茂市川合町二丁目七番地二一

同

署名

岐阜県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。  
 平成二十九年六月六日  
 岐阜県知事 古田 肇

氏名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 指年月日  
 栗野 慎悟 あわの接骨院 本巣郡北方町平成一  
 ネ・イオ一〇二号 八 ラフイー 平成  
 二九・四・一

後藤 泰宏 白井接骨院 各務原市鵜沼羽場町三九二  
 龜山 知世 銭田治療院 羽島郡笠松町上柳川八七一

平成  
二九・五一

岐阜県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、平成二十九年六月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古田 肇

県道			道の種類
八百津線			路線名
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	区間
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	前後
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	別前後
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	変更
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	区域
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	敷地の幅員
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	延長
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	備考

う分地すに係B A  
をのる表図は及  
い区敷示面関び

〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	後
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	B
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	

岐阜県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、平成二十九年六月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古田 肇

国一般			道の種類
四百十八号			路線名
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	区間
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	前後
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	別前後
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	変更
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	区域
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	敷地の幅員
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	延長
〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	〇同市同番一 〇同市同番二 〇同市同番三	備考

う分地すに係B A  
をのる表図は及  
い区敷示面関び

選挙管理委員会告示

とおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

平成二十九年六月六日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治  
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	出 発 日
高田ひろしを育てる会	高田浩規	高田幸雄	本巣市浅木87 1	平成29年 4月5日
富田こうじ後援会	富田耕二	富田千夏	岐阜市上土居1 13 19	平成29年 4月28日

異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十九年六月六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治  
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項		新	旧	異 年 月 日
		代表者	会計責任者			
日本共産党惠那地区委員会	水野善文	代表者	水野善文	井上 論	井上 論	平成29年 4月1日
		会計責任者	水野善文			
日本共産党中濃地区委員会	野田誠二	代表者	野田誠二	清水英樹	清水英樹	平成29年 4月1日
		会計責任者	野田誠二			
日本共産党東濃西地区委員会	小関祥子	代表者	小関祥子	野田誠二	野田誠二	平成29年 3月23日
		会計責任者	小関祥子			
井端浩二後援会	井端浩二	会計責任者	井端恭子	井端恭子	金田陽一	平成29年 4月4日

海津市医師連盟	大井 益一	会計責任者	辻 中正 壮	小川 雅彦	平成29年4月1日
可児市古田はじめ後援会	日比野 良彦	会計責任者	吉田 登 資	小池 準之典	平成29年4月1日
		主たる事務所の所在地	可児市広見518	可児市広見 5 77	
可児地域の経済と文化を語る会 (略称：可児商工連盟)	渡 辺 敏夫	会計責任者	吉田 登 資	小池 準之典	平成29年4月1日
		主たる事務所の所在地	可児市広見518	可児市広見 5 77	
くしまつ直子後援会	榎 松 直子	会計責任者	尾 関 宣 孝	小川 宏 二	平成29年3月31日
		代表者	堀 照 雄	堀 増 男	
さんさん会	堀 照 雄	主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町大字寺内273	揖斐郡大野町大字寺内247	平成28年6月17日
		名称	原善与美後援会	原善与美を励ます会	平成29年4月8日
藤江久子と明日をつくる会	藤 江 久子	会計責任者	藤 江 久子	西 村 裕紀子	平成29年4月17日
		代表者	守 永 そのみ	蟹 井 昌 昌	平成29年3月20日
瑞浪市古屋圭司後援会	高 嶋 芳 男	会計責任者	志 津 修 司	杉 山 浩 志	平成29年3月31日
		代表者	尾 関 宣 孝	小 川 宏 二	
MELON中津川支部社会活動委員会	志 津 修 司	会計責任者	浅 井 民 子	棚 橋 功 史	平成29年4月1日
		代表者			
吉田りえ後援会	浅 井 里 江	会計責任者			

IRP No.

平成二十九年六月六日

岐阜県選挙管理委員会  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、  
政治団体候補者が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり

岐阜県選挙管理委員会  
緊要事項 大 松 和 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
民主党岐阜県第4区総支部	小見山 幸治	山 根 一 男	可児市今渡218 5	平成28年3月31日	政党の支部	民主党	一以上市町村区域等



遠藤和雄後援会	久保田 美 洋	窪 田 信 之	揖斐郡池田町沓井838	平成28年 3月31日			
可知孝司後援会	可 知 千 子	伊 藤 公 一	恵那市大井町2452	平成29年 3月31日			
富田こうじ後援会	富 田 耕 二	富 田 千 夏	岐阜市上土居 1 13 19	平成29年 3月30日			
中村重光後援会	竹 中 正 明	沖 和 広	本巣市曹井中島15 7	平成29年 4月28日			

岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年六月六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	出たる事務所の所在地	代表者の氏名
富田 耕二	岐阜市議会議員	富田こうじ後援会	岐阜市上土居1 13 19	富田 耕二

岐阜県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年六月六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年六月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年五月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンモール大垣

大垣市外野二丁目一〇〇番地

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 常陰 均

(変更後) 代表取締役 橋本 勝

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年六月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十九年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年五月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

V・drug岐阜県庁西店

岐阜市下奈良二丁目三番一 外

四 変更しようとする事項

廃棄物保管庫の位置

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年三月二十一日二千八百三十二号 牛の結核病の検査の実施(岐阜県告示第百二十七号)一五三頁下段表中「雌牛」は、「雌牛のうち過去二年以内に検査を受けていないもの」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年三月二十一日二千八百三十二号 牛のブルセラ病の検査の実施(岐阜県告示第百二十八号)一五四頁上段表中「雌牛のうち過去二年以内に検査を受けていない牛」は、「雌牛」の誤り。

平成二十九年六月六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社